

平成24年12月19日
危機管理室安全・安心担当課

練馬区新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法について

平成21年に発生した新型インフルエンザは、病状の程度がそれほど重くならないものであったものの、現在、東南アジア等で散発的に発生している高病原性鳥インフルエンザが変異してヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの人命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も懸念される。

こうした状況の中、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して、3年前の新型インフルエンザの教訓も踏まえつつ、必要な法制を整えておく必要があることから、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」が、平成24年5月11日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。

2 条例制定の理由・時期

新型インフルエンザ等対策特別措置法では、国は、新型インフルエンザ等が発生した際、政府対策本部を設置することとされている。

また、都は、政府対策本部が設置されたとき、直ちに都対策本部を設置することとされている。

さらに、区は、国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、直ちに区対策本部を設置することとされたため、本条例を制定するものである。

なお、都は平成25年第一回定例会に条例を提案する予定であることから、本区も都の提案時期に合わせ、同年第一回定例会に本条例を提案することとする。

3 条例の内容

条例の基本的な事項である本条例の目的、組織、会議等について定める。

4 今後の予定

平成25年2月 条例案を第一回定例会に提案

3月 条例および規則の公布

平成25年度 都の行動計画に基づき、区の行動計画を策定

5 その他

新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行後、国、都および区は、同法の内容を踏まえ、平成 25 年度中に行動計画を改定する予定である。

なお、改定に当たっては、都は国の行動計画、区は都の行動計画を踏まえることとなる。

